

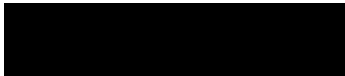
弁護士法人豊本法律事務所

代理人弁護士豊本健人

■氏名：*****様


以下「貴殿」といいます

■現在住所：*****

■登録名及びアドレス： 

(一部、民事訴訟法により個人情報伏字とする)

当職は、運営元から委任を受け、本通知書を作成し、貴殿に対し、以下のとおり、ご通知申し上げます。

貴殿が登録したコミュニティコンテンツ及び情報サイト(無料メール交換サービス、メールポイント制サービス、無料SNS サービス、副業斡旋サービス、異性連絡先交換無料サービス掲示板、異性交流アプリ、男女がSNS 機能を使用して交流するサービス、アダルトサイト、懸賞サービス、競馬情報サービス、メールマガジン等)に「」で登録履歴が御座います。当事件は会員規約に決められた期間アクセスせず利用の意思が無くなった場合に自身の登録アドレスを添えて退会番組申請をして頂けない場合、延滞金が発生する内容が記載されていたにも関わらず、今回貴殿はメールアドレスを提示せず放置した事により発生した延滞金の督促請求とさせていただきます。

運営元より代理人として弁護士が立てられ、債権を確認させて頂き本通知の通り再請求さ

せて頂きます。万が一、本書到達後下記期限内に貴殿からの代行退会手続確認がとれない
場合には、やむなく法的手続を執る旨、申し添えます。

《請求金額》

下記より確認頂けます。

《手続期限》

2015 年04 月11 日迄22：00 迄

《事件要綱》

登録したサービスをアドレスを添えて「退会申請」されずに放置した事により発生した遅
延損害金請求事件

上記、お支払いが困難な場合は、代理人弁護士へ代行退会及び遅延損害金の差し止め依頼
をして下さい。

■延滞金の停止と代行退会の依頼及びお問い合わせ

http://

(滞納した費用の支払い義務を無くす事が出来ます。)

※通知専用アドレスとなりますので、直接返信しても届きませんのでご注意下さい。

草々